

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 3 1 号	三田市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
保 育 振 興 課	<p>【改正趣旨】 幼児教育・保育無償化に係る子ども・子育て支援法等の改正に伴い、保育料及び食費等に関する規定について、所要の規定の整備を行うため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【関係法令】 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）</p> <p>【改正内容】</p> <p>1 第1条改正</p> <p>(1) 第42条（特定教育・保育施設等との連携）の規定改正</p> <p>① 第2項及び第3項 代替保育の提供元として小規模保育事業A型等を追加</p> <p>② 第4項及び第5項 卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和</p> <p>③ 第8項 3歳児以上を受け入れている保育所型事業所内保育事業所（本市域内には存在しない。）の連携施設の確保の免除規定の創設</p> <p>(3) 付則第5条 連携施設を確保しないことができる経過措置を5年延長する改正</p> <p>2 第2条改正</p> <p>第13条第4項 食事の提供に要する費用の取扱いの変更 幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児以上に係る食費（主食費及び副食費）を徴収することになる。ただし、年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降の児童については副食費を免除する規定への変更</p> <p>【施行期日】 第1条改正 公布の日 第2条改正 令和元年10月1日</p>